

「秋田県水と緑の森づくり税」と「森林環境税及び森林環境譲与税」について

森林環境税等の基本的な枠組み

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

◎ 森林環境税の創設[令和6年度から課税][令和6年1月1日施行]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して課する国税
 税率: 1,000円(年額)
 賦課徴収: 市町村(個人住民税と併せて実施)
 総徴収額: 約600億円

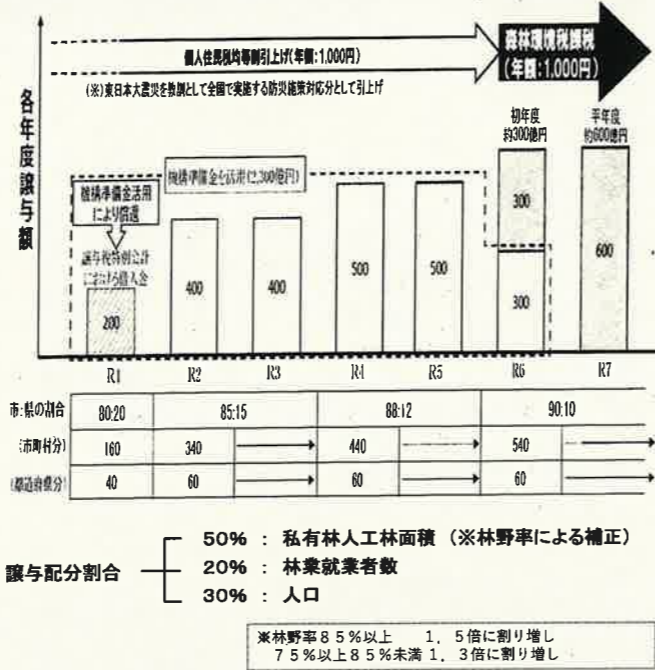
◎ 森林環境譲与税の創設[令和元年度から譲与][平成31年4月1日施行]

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額
 譲与団体: 市町村及び都道府県

・地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、森林環境譲与税の譲与を前倒しで実施

森林環境税等の基本的な枠組み

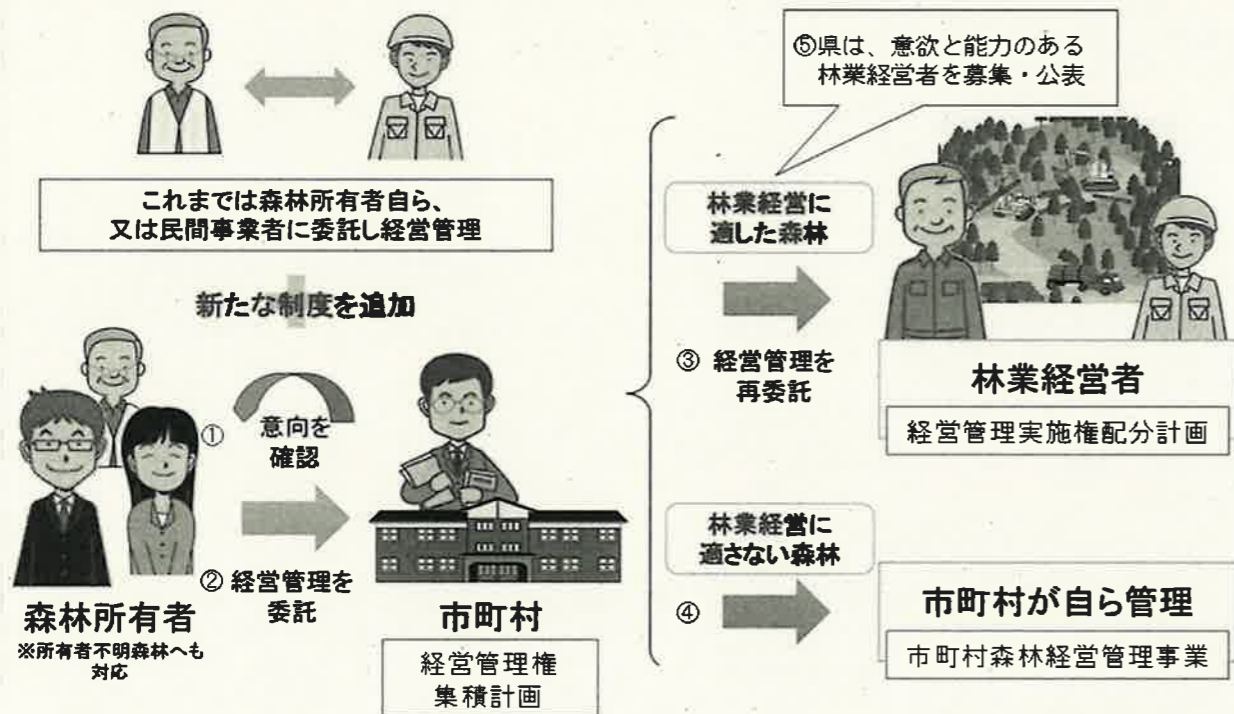
譲与割合と譲与基準



森林経営管理制度 (新たな森林管理システム)

森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在及び担い手不足等が森林整備を進める上での大きな課題。

林業経営の効率化及び森林管理の適正化を一体的に促進し、林業の持続的発展や森林の多面的機能の発揮を目的として、「森林経営管理法」が平成30年5月に成立し、平成31年度から「森林経営管理制度」がスタート。



秋田県水と緑の森づくり税と森林環境譲与税の活用状況

活用の対象	水と緑の森づくり税	森林環境譲与税
森林整備	—	森林経営管理制度による 私有人工林の整備
〃	公益性を重視した 条件不利地の整備	—
〃	里山林等の生活環境に 密接した森林の整備	—
森林環境教育	森林環境学習の活動支援、 森林環境学習指導者の養成	—
普及啓発	森林祭の開催や森づくり活動 サポートセンターの運営等 (県実施)	都市との交流等 (市町村実施)
人材育成	—	林業大学校の運営、 新規就業者対策等
木材利用の推進	—	地域材の利用支援、 木製玩具の配布等